

指名競争入札参加資格者（市内業者）に係る注意事項

（平成 29 年度）

- 1 阿南市（以下「市」という。）が発注する建設工事等に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出並びに申請書、添付書類等に記載されている事項の変更、更新等の届出及び建設工事等に係る入札の執行は、阿南市総務部総務課（以下「総務課」という。）の所管となっています。
- 2 申請書及びその添付書類の記載事項に変更等が生じた場合は、建設業許可の変更届を国土交通大臣又は都道府県知事に提出後、速やかに変更等の届出書を総務課へ提出してください。
- 3 指名を受けた業者が閲覧後に入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出してください。また入札締切日時までに当該入札の辞退届を提出せず入札に参加しなかった業者は、不参加理由書を工事発注担当課又は総務課へ提出してください。
- 4 市内各業者の格付は、国土交通大臣及び都道府県知事が実施する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する審査が基準となり格付しているため、競争入札への参加を希望する業種については、その審査を受けるべき時期に必ず受けてください。
- 5 施工体制のさらなる適正化を図るために、現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置の把握をよりの確に実施する必要があることから、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」及び「技術者台帳」（工事しゅん工検査請求書時に再度確認）を当該契約締結後約 7 日以内、主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の場合は、入札後契約前（変更時は変更日から 5 日以内）に当該工事担当課の長へ提出し、市の監督員の確認を受けてください。
また、同様に請負金額が 200 万円以上の工事請負契約につき、工事請負契約締結後、「施行体制台帳」の写し及び「施行体系図」の写しを当該契約締結後 14 日（変更時は変更日から 5 日）以内に提出し、監督員の確認を受けてください。
なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴い、一括下請負の全面禁止、受注者の現場施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告及び発注者による現場の点検時等の協力等が受注者等に義務づけられていますので、十二分に注意してください。

- 6 市の発注する建設工事等に係る指名については、受注機会の均等化等の観点から市内業者は一業者一業種としており、昭和 58 年 5 月 1 日以降、夫婦の指名願についてはいずれか一方しか指名しないこととし、昭和 60 年 12 月 1 日から同一世帯の家族についても一業者しか指名しないこととしております。
- 7 住宅新築資金等貸付金の元利償還金、市営住宅使用料、水道料金等を本年 4 月 1 日時点で滞納している業者（法人業者にあっては法人及び代表取締役、個人業者については、代表者までを適用範囲とする。）は、信義誠実の考え方に従い、指名保留の対象とします。
- 8 営業所の所在地変更は自由ですが、指名の取扱については、毎年度 6 月 1 日現在決定（6 月 2 日以降に申請書を提出し、受理された者については当該資格の有効期間が開始したとき）の営業所の所在地を基準にして指名するため、格付けの有効期間途中は従来の所在地での指名となります。
- 9 工事及び委託業務等の閲覧簿については、閲覧年月日及び閲覧者名等を記入のうえ、閲覧者の印鑑の押印が必要です。
なお、指定日時までに閲覧していない業者及び現場説明のある場合これを受けていない業者は、入札に参加できないため指名通知書を必ず確認してください。
- 10 受注した工事等が、正当な理由なく契約工期内に完成しなかった場合、指名停止措置としますので留意してください。
- 11 建設業法では一般建設の許可を有している業者が、元請負人となった場合、下請代金の総額が 4,000 万円（建築一式工事については、6,000 万円）以上を下請負人に施工させることができないことになっています。
このことから、6,000 万円（消費税等抜き）以上の建築工事業に係る指名業者の選定は、特定建設業の許可を受けた業者を指名選定すること（平成 7 年 7 月 1 日から実施）にしています。
特定許可については、経営事項審査結果通知書から確認しましたが、訂正又は変更のある業者は、本年 6 月 10 日までに申し出てください。
また、新たに特定建設業の許可を取得された業者は、速やかに変更届出書を総務課へ提出してください。
- 12 平成 14 年 5 月 30 日に施行された「建設工事に係る資材の再資源等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、以下「建設リサイクル法」という。）に伴い、建築物の解体、新築・増築、修繕・模様替（リフォーム等）及び建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）に際し、建設リサイクル法第 12 条に基づく説明並びに同法第 13 条に基づく分別解体等に関する計画の説明書を発注者に提出（CREDA S を使用して「再資源利用〔促進〕計画（実施）書」

(様式 1 及び 2) を工事元請業者が入力)するとともにその説明を実施し、発注者はそれらが適切であるかを確認することが義務づけられていますので、十二分に注意してください。

- 1 3 平成 15 年 5 月 1 日以降の契約から、市が発注する建設工事を落札し契約を締結しようとする建設業者は、契約時に建設業退職金共済制度の「掛金収納書」を提出し、併せて工事完成時には「建設業退職金共済制度証紙添付報告書」を提出してください。また、当該工事を下請負に付す場合は、下請負業者に対して当該工事の施工に必要な共済証紙を現物交付し、工事完成時に下請負業者分も含めた現物交付報告書を提出してください。

なお、建設業法の遵守及び建設業退職金共済制度の履行確保の観点から、工事現場において建設業の許可票、施工体系図及び標識(シール)の掲示を必ず実施してください。

- 1 4 平成 15 年 7 月 1 日以降に契約を締結する工事請負契約で、予定価格が 100 万円以上の工事については、工事成績を評定します。評定の結果については、建築一式工事等が予定価格 500 万円以上、土木一式工事等が予定価格 250 万円以上について通知します。なお、当該評定点が 60 点未満の場合は不良工事となり指名停止措置の対象となります。

- 1 5 受注者は、建設産業のシステムの合理化に努めるとともに、さらなる労働者の雇用条件等の改善を実施し、労働災害が起こらないよう特に注意してください。また、振動工具による振動障害予防対策及びダンプトラック等に注意してください。また、振動工具による振動障害予防対策及びダンプトラック等による過積載の防止については、法令等を厳守してください。

- 1 6 履行保証の取扱で、平成 17 年 7 月 1 日以降の契約分から完成保証人制度を廃止しました。

- 1 7 平成 18 年 7 月 1 日以降の契約分から、中間前金払制度を導入しています。

- 1 8 入札に関する情報(入札結果・250 万円以上の工事の事前公表等)を市ホームページの入札情報で公表しておりますので、ご活用ください。

- 1 9 平成 19 年 7 月 1 日以降の契約分(随意契約を含む)から、本注意事項第 5 項でお知らせしている「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」の提出によって、現場代理人等の配置状況等を確認し、市として共有しています。問題がある場合には「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」の再提出をお願いしています。再提出されない場合等は、阿南市建設工事標準契約約款第 44 条(発注者の解除権)第 1 項第 3 号の規定によって当該契約を解除することになります。

20 平成 22 年 4 月 1 日より建設工事及び建設工事に関する測量、調査及び設計業務に係る入札について、徳島県の電子入札システムを共同利用し、電子入札を導入しています。

なお、電子入札案件の情報等については市ホームページの入札・契約情報（工事・コンサル）のページに掲載していますのでご確認ください。

21 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日より、入札時には、入札書と併せて内訳書の提出が必要です。不備がある場合は、入札書を無効とすることがありますのでご注意ください。

22 平成 29 年 4 月 1 日より、最低制限価格算定率が変更となりました。入札案件毎に最低制限価格の計算方法を市ホームページの電子入札情報に掲載しますので、必ずご確認の上、入札書を提出してください。